

# 小松島市消防団組織再編基本計画



小 松 島 市  
令和6年4月

# 目次

第1章 消防団について.....	1
1. 消防団の歴史.....	1
2. 消防団の位置付け.....	2
第2章 小松島市消防団について.....	3
1. 沿革.....	3
2. 概要.....	3
3. 組織.....	4
4. 全国の消防団の概要(比較).....	7
第3章 小松島市消防団の課題.....	8
1. 消防団員数の減少.....	8
2. 出動体制の見直し.....	15
3. 消防団施設の老朽化と整備.....	16
第4章 基本方針.....	17
1. 計画の趣旨.....	17
2. 計画の位置付け.....	18
3. 計画の期間.....	18
第5章 消防団の充実強化に向けた取り組み.....	19
1. 消防団に期待される役割.....	19
2. 消防団組織の充実と再編.....	19
3. 再編の方向性.....	20
4. 再編の組合せ.....	21
5. 再編に係る対策.....	21
6. 消防団員の確保策.....	21
7. 計画の進行管理・見直し.....	23
8. 計画の推進体制.....	23
資料 .....	24
1. 本計画策定までの経緯.....	24
2. 小松島市消防審議会部会のまとめ.....	25
3. 小松島市消防団のあり方に関するアンケートまとめ.....	27

## 第1章 消防団について

### ■ ■ 1. 消防団の歴史 ■ ■

消防団の歴史は古く、江戸時代、八代将軍吉宗が、町火消「いろは四八組」を設置させたことが今日の消防団の前身であるといわれています。町火消は、町奉行の監督下にあったものの、純然たる自治組織であり、経費の一切が町負担で、組織、人員等も町役人の自由に委ねられていました。

明治時代、消防事務は内務省に移され、東京府下の消防は、新設された東京警視庁に移されます。東京警視庁では、直ちに消防組に関する消防章程を制定、これが明治の消防の組織活動の基礎となりました。しかし、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組でした。そこで、政府は社会の発展に即応する効率的な消防組織の育成を図るため、明治27年に消防組規則を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図ります。消防組は知事の警察権に掌握されながら、その費用は一切市町村で負担すべきものと規定されました。

戦前、軍部の指導により、民間防空団体として防護団が各地に結成されました。昭和12年には防空法が制定され、国際情勢が悪化してゆく中、国防体制の整備が急がれるようになり、消防団と防護団を統合し新たな警防組織を設けるため、昭和14年に勅令をもって「警防団令」が公布されます。これにより、明治以来の消防組は解消し、警防団として全国一斉に発足され、警察の補助機関として従来の水火消防業務に防空の任務を加えられて終戦に至りました。

戦後、米国調査団の報告により、警察と消防の分離が勧告され、それに伴い総司令部から警察制度の改革について指示が行われました。内務省は警察制度審議会の答申を受け、昭和22年に消防団令を公布。これにより従来の警防団は解消され、新たに全国の市町村に自主的民主的な「消防団」が組織されることとなり、昭和22年には消防組織法の公布が行われました。これにより、消防が警察から分離独立するとともに、すべて市町村の責務に移されました。また、昭和23年には新たな消防団令が公布され、消防団は義務設置から任意設置制になり、消防団に対する指揮監督権が警察部長又は警察署長（消防署長）から市長村長、消防長又は消防署長に移され、府県知事にあった市町村条例の認可権や消防団事務の監察権が廃止されました。

その後、組織法制定後も火災が頻発し日本再建途上の一大障害となっている情勢下で、消防組織の強化、拡充を図るため、昭和26年に議員立法により消防組織法が改正され、任意設置であった消防機関の設置は義務設置となりました。

このように、消防団は、江戸時代に義勇消防の元祖として発足して以来、様々な変遷を経て今日に至っています。

昭和23年3月7日 消防組織法施行・自治体消防制度の確立

## ■ ■ 2. 消防団の位置付け ■ ■

消防団は、消防の責及び目的を果たすべく市町村が設置します。

また、そこで活動する消防団員は、常勤の消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火・救助活動等を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

### (1) 市町村消防の原則

(消防組織法第 6 条)

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

### (2) 消防機関の概要

(消防組織法第 9 条)

市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

### (3) 消防機関(消防団)の目的

(消防法第 1 条)

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### (4) 消防団員の身分

(地方公務員法第 3 条第 3 項第 5 号)

地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

特別職は、次に掲げる職とする。

非常勤の消防団員及び水防団員の職

## 第2章 小松島市消防団について

### 1. 沿革

明治元年、江田村（現在の江田町）において有志の寄付により竜吐水1基を購入、魁組と称して火災の警防に従事したことに始まります。その後、各地域で消防組が設置され、幾多の経過をたどり町村制実施後、明治24年に小松島村警防条例が制定され、10組の警防組が設置されました。

大正11年、前述の10組を合し、小松島町消防組として組織を変更、昭和22年にこれを廃し、消防団が編成されました。

以後、隣接町村合併により、昭和31年には消防分団は25分団体制となり、その後、地域の実情、時代の社会情勢を考慮して、昭和33年、37年、41年に分団の合併が行われ、現在の22分団体制に至っております。

### 2. 概要

- (1) 名称：小松島市消防団
- (2) 条例定数：443名
- (3) 実員数：398名(令和5年4月1日現在)

消防団員の定員及び実員

階級別 定員・実員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
定員	1	2	22	22	44	44	308	443
実員	1	2	22	22	45	46	260	398

#### (4) 年額報酬

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬額	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円

#### (5) 出動報酬

区分	支給単位	金額	備考
災害出動報酬	1回	4,000円	災害現場で業務に従事した者に支給する。 1回の出動時間が4時間を超えるときは、1時間を増すごとにつき、1,000円を加算し、8,000円を上限とする。
警戒出動報酬	1回	1,200円	災害予防のため出動を命ぜられ、警戒業務に従事した者に支給する。
訓練等出動報酬	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。

(6) 出動状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	火災出動	水防出動	警戒出動	訓練出動	合計
延件数	13	8	121	300	442
延人員	126	110	1,276	1,000	2,512

(7) 予算:非常備消防費 47,648 千円(令和5年度当初予算)

■■ 3. 組織 ■■

(1) 組織図、所在地及び管轄地区

小松島市長	消防団本部	第1分団	川南地区	小松島市堀川町字東堀川31番地の6
		第2分団	前原地区	小松島市前原町字中川原54番地の2
		第3分団	芝生地区	小松島市芝生町字西居屋敷103番地の3
		第4分団	金磯地区	小松島市金磯町字入江町61番地の1
		第5分団	田浦地区	小松島市田浦町字子安64番地の2
		第6分団	田野地区	小松島市田野町字本村328番地の5
		第7分団	中郷地区	小松島市中郷町字加藤71番地の4
		第8分団	中田江田地区	小松島市中田町字狭間6番地の4
		第9分団	日開野地区	小松島市日開野町字弥三次19番地の1
		第11分団	新居見地区	小松島市新居見町字佃10番地の6
		第12分団	川北地区	小松島市小松島町字外開7番地の32
		第13分団	横須地区	小松島市横須町字横須147番地の1
		第14分団	立江地区	小松島市立江町字塩瀬20番地の8
		第15分団	櫛淵地区	小松島市櫛淵町字関免5番地の5
		第16分団	赤石地区	小松島市豊浦町2番地
		第18分団	大林地区	小松島市大林町字宮ノ本29番地の1
		第19分団	苧屋地区	小松島市坂野町字島ノ内40番地の1
		第20分団	和田島東地区	小松島市和田島町字山のはな17番地の1
		第21分団	田北地区	小松島市坂野町字平田24番地の2
		第22分団	目佐大場地区	小松島市坂野町字目佐84番地の1
		第23分団	坂野地区	小松島市坂野町字天神東8番地の1
		第25分団	和田島西地区	小松島市和田島町字西浜手10番地の48

(2) 消防車両: 普通消防ポンプ自動車 11 台  
 小型動力ポンプ付積載車 11 台

配備状況

名称	管轄区域	車両種別	年式	性能	更新年
第 1 分団	川南地区	消防ポンプ自動車 CD-I	R.2	A-2	R.24
第 2 分団	前原地区	小型動力ポンプ積載車(水槽付き)	H.27	B-2	R.18
第 3 分団	芝生地区	消防ポンプ自動車 BD-I	H.15	A-2	R.8
第 4 分団	金磯地区	消防ポンプ自動車 CD-I	H.30	A-2	R.21
第 5 分団	田浦地区	消防ポンプ自動車 CD-I	H.30	A-2	R.22
第 6 分団	田野地区	小型動力ポンプ積載車(水槽付き)	H.17	B-2	R.9
第 7 分団	中郷地区	消防ポンプ自動車 CD-I	R.4	A-2	R.25
第 8 分団	中田江田地区	小型動力ポンプ積載車	R.5	B-2	R.26
第 9 分団	日開野地区	消防ポンプ自動車 BD-I	H.14	A-2	R.7
第 11 分団	新居見地区	小型動力ポンプ積載車	H.26	B-2	R.17
第 12 分団	川北地区	消防ポンプ自動車 BD-I	H.13	A-2	R.6
第 13 分団	横須地区	消防ポンプ自動車 BD-I	H.12	A-2	R.5
第 14 分団	立江地区	消防ポンプ自動車 CD-I	R.1	A-2	R.23
第 15 分団	櫛淵地区	小型動力ポンプ積載車	H.22	B-2	R.14
第 16 分団	赤石地区	小型動力ポンプ積載車(水槽付き)	H.21	B-2	R.13
第 18 分団	大林地区	消防ポンプ自動車 CD-I	H.28	A-2	R.19
第 19 分団	苅屋地区	小型動力ポンプ積載車(水槽付き)	H.17	B-2	R.10
第 20 分団	和田島東地区	小型動力ポンプ積載車	H.23	B-2	R.15
第 21 分団	田北地区	小型動力ポンプ積載車	H.19	B-2	R.11
第 22 分団	目佐大場地区	小型動力ポンプ積載車	H.20	B-2	R.12
第 23 分団	坂野地区	消防ポンプ自動車 CD-I	H.29	A-2	R.20
第 25 分団	和田島西地区	小型動力ポンプ積載車(水槽付き)	H.24	B-2	R.16



BD-I : 4台

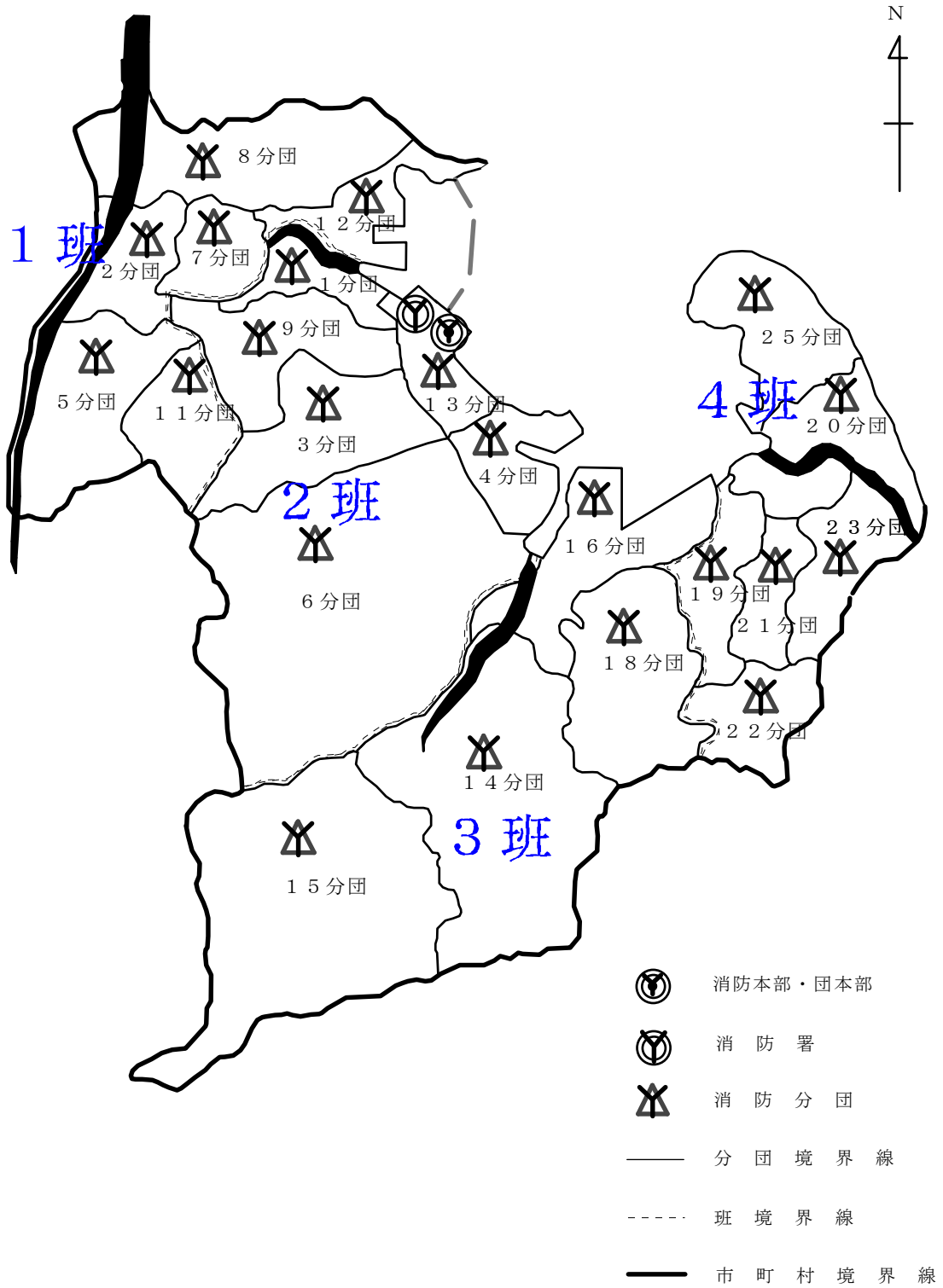


CD-I : 7台



可搬ポンプ積載車 : 11台

(3) 消防分団配置及び管轄



#### ■ ■ 4. 全国の消防団の概要（比較） ■ ■

消防力の整備指針（消防庁告示）では、消防団員数を「業務を行う上で地域の実情に応じた必要な数」と定められています。

地方交付税算定において、消防団員の数は、人口のほか、人口密度が低くなる（面積が大きい）と多くなるとされています。

以下に、小松島市消防団と人口、人口密度が類似する消防団をまとめました。

項目		条例定数 (人)	実員数 (人)	人口 (人)	面積 (k m <sup>2</sup> )	密度 (人/km <sup>2</sup> )	予算 (千円)
見附市消防団	新潟県	600	555	39,237	77	490	62,618
葛城市消防団	奈良県	130	123	36,832	33	1,103	31,506
小松島市消防団	徳島県	443	398	35,637	45	785	47,648
かほく市消防団	石川県	190	165	34,889	64	545	31,265
熱海市消防団	静岡県	450	379	34,208	61	525	84,956
大川市消防団	福岡県	339	286	32,988	33	937	82,001
境港市消防団	鳥取県	116	86	32,740	59	1,093	26,879
御前崎市消防団	静岡県	333	291	31,103	65	454	79,741

人口、人口密度が類似した消防団であっても、地域の実情により、条例定数が大きく違います。

共通点としては、多くの消防団で実員数が条例定数を大きく下回っており、全国的に消防団員の確保が難しい状況にあることがうかがえます。

### 第3章 小松島市消防団の課題

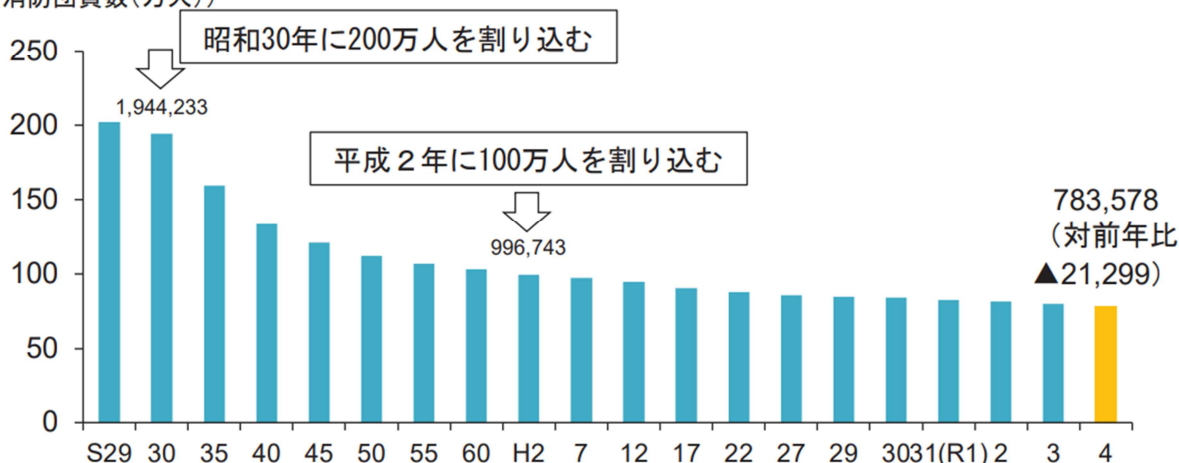
#### 1. 消防団員数の減少

##### (1) 全国の状況

消防団員は、全国で年間1万人以上減少し、その確保が難しい状況にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。

##### 消防団員数の推移(全国)

(消防団員数(万人))



令和4年4月1日現在の調査で、消防団員数は、78万4千人と、前年度比較で2万人以上減少し、初めて80万人を下回りました。

総務省消防庁が開催した「消防団員の処遇等に関する検討会」は、令和3年にまとめた最終報告書のなかで、消防団員の減少する要因を以下のように指摘しました。

##### ① 若年層の入団者数の大幅な減少

退団者数が横ばいなのに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約4割減少、30代も約2割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっています。

##### ② 被用者割合の増加

消防団員に占める被用者の割合が増加しています。昭和40年度には26.5%、昭和60年度には54.5%だった消防団員に占める被用者の割合は、令和2年度に73.9%まで増加しました。

### ③急速な少子高齢化の進展による若年層の減少（人口減少）

2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。また、団塊の世代が75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されています。

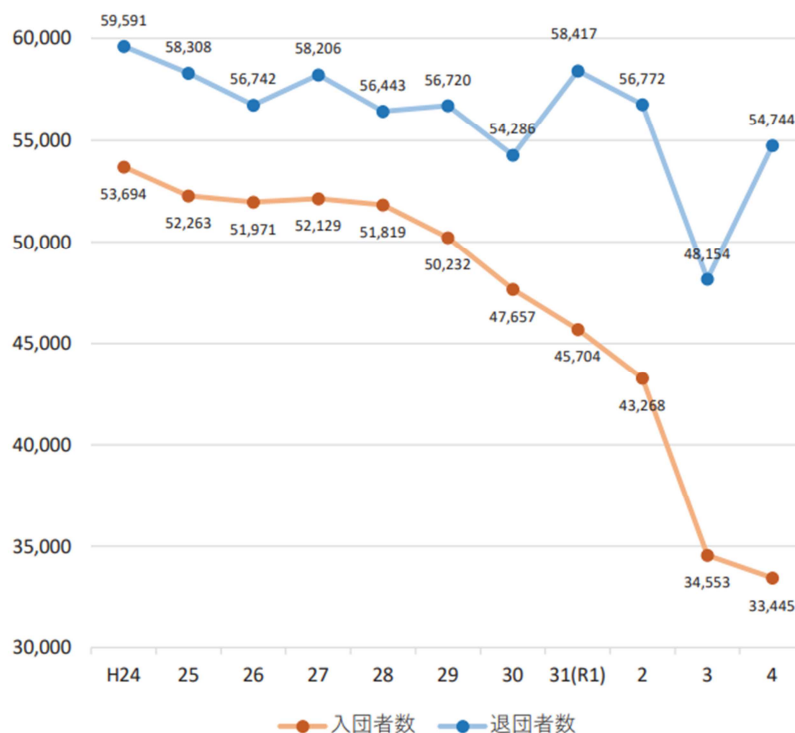
### ④若年層の価値観の変化

平成30年版子供・若者白書「就労等に関する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（平成23年度）に比べ10ポイント以上高くなっています。消防団の負のイメージが、変化する若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっているとの指摘があります。

## 入団者数及び退団者数の推移（全国）

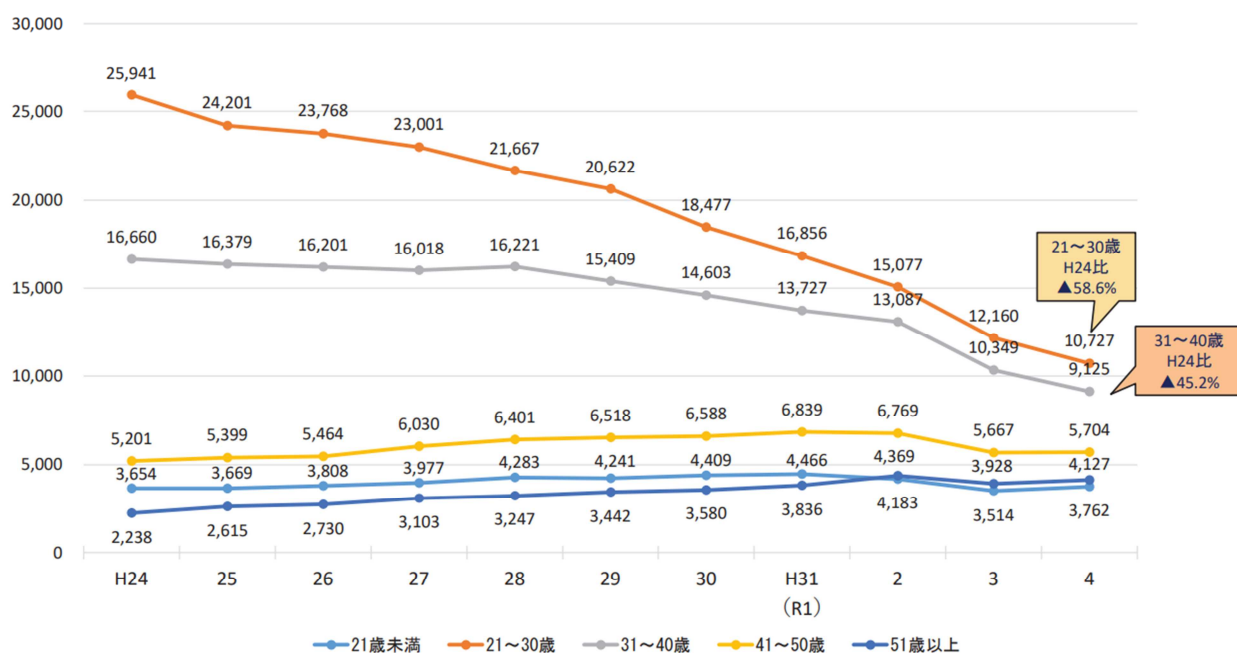
令和3年度の入団者数は、33,445人、退団者数は、54,744人となっています。

退団者は、年別に増減はあるものの、ほぼ横ばい状態であるのに対して、入団者数の減少が加速しています。



## 年齢階層別入団者数の推移（全国）

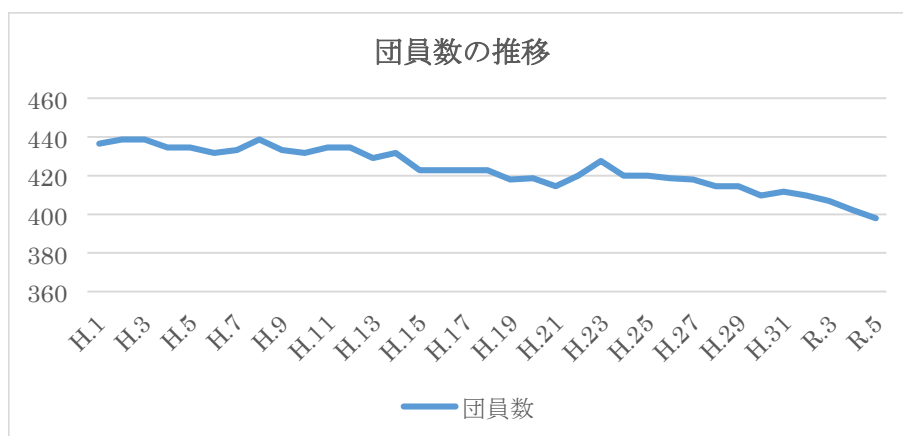
年齢階層別に入団者数をみると、若年層（20歳代、30歳代）の入団者数は、減少傾向にあります。一方、40歳代、51歳以上の入団者数は、一定の水準で推移しています。



## (2)小松島市消防団の状況

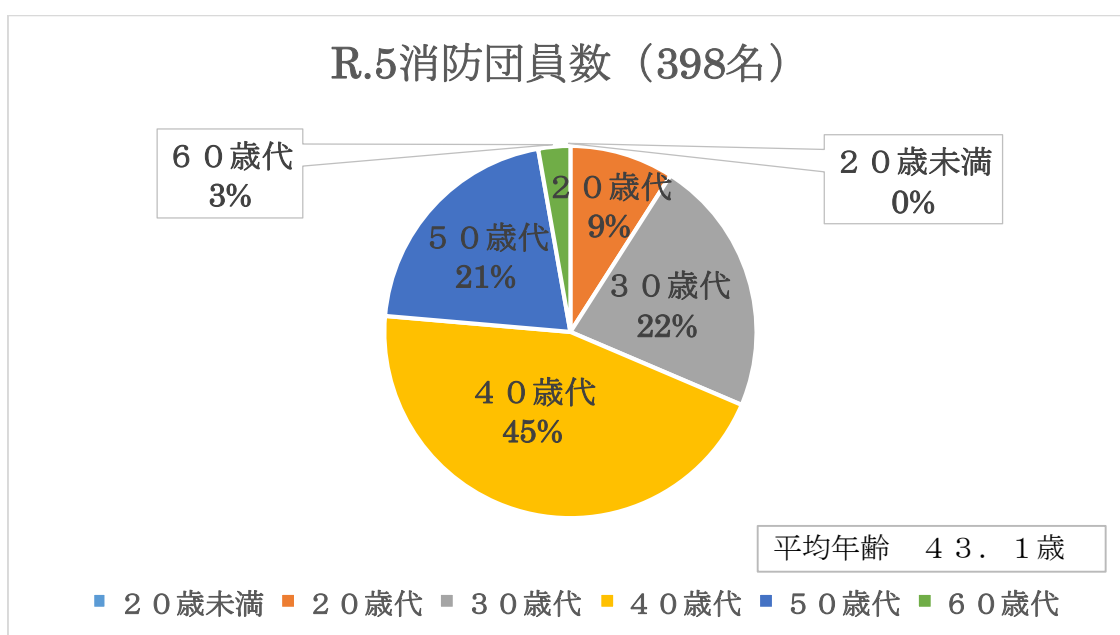
小松島市消防団の条例定数は、443名です。

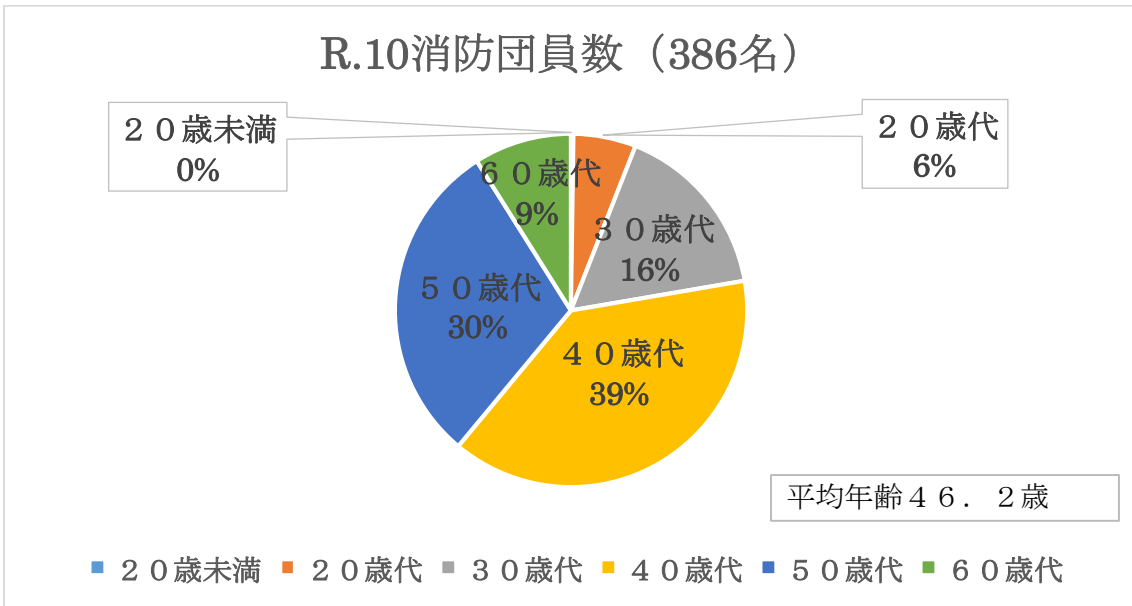
平成中期までは、430名以上の消防団員を確保しておりましたが、以降、減少傾向は、若干の加速を見せ、令和5年には、初めて400名を下回りました。



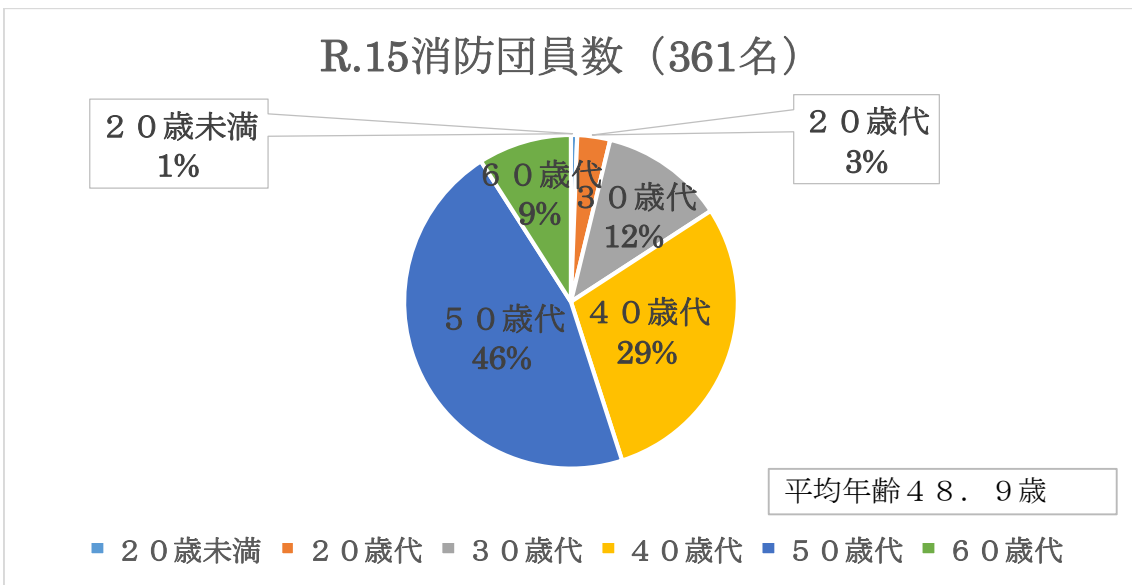
## (3) 今後の消防団員数の予測と年齢階層別構成

消防団員の平均年齢は、令和5年4月1日現在、43.1歳であり、年齢階層別構成は、下記グラフのとおり40歳代が45%を占めておりますが、10年後は、平均年齢は、48歳となり、50歳代が46%を占めると予想されます。また、消防団員数は、10年後は、360名前後に減少していると推測されます。





数値については、指数平滑法（FORECAST関数）により各年度（未来）の年齢階層別入退団者数を割り出す。



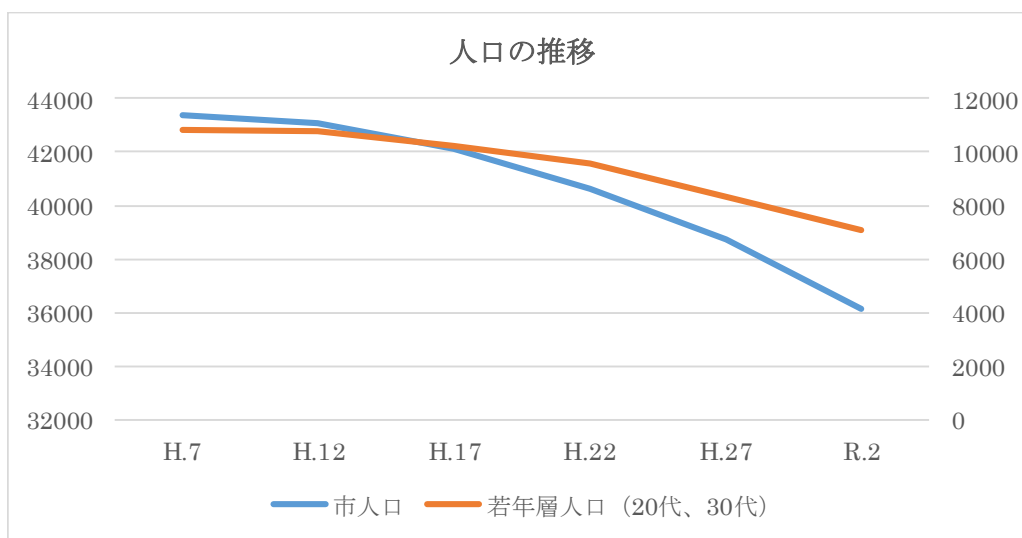
#### (4) 消防団員の被雇用者化の推移

被雇用者である消防団員の全消防団員に占める割合は、平成25年4月1日現在では、60.2%となっておりますが、令和5年4月1日現在においては、63.1%と増加しており、高い水準で推移しております。

### (5)小松島市の人口推移

小松島市の人口は、昭和 60 年に 43,998 人に達して以降、現在まで緩やかに人口減少が続いており、令和5年現在、35,637 人となっております。国立社会保障・人口問題研究所の試算では、小松島市は、このまま人口が減少し続け、令和 27 年には、30,000 人を割り込むとしています。

若年層人口（20 代、30 代）も、市人口同様、減少しています。平成 17 年までは、1 万人以上を有していましたが、令和 2 年のデータでは 7,092 人となっております。



(6)消防分団が管轄する地区人口の不均衡

条例で定められた消防分団の定員は、20名を標準とするとなっておりますが、これを大きく下回る消防分団も存在します。その要因の一つとして挙げられるのが、消防分団が管轄する地区人口が極めて少ないことが挙げられます。

雇用形態などの要因もあり、災害への出動体制の確保に苦慮する消防分団も見受けられます。

消防団員区分(消防団条例)

区 分	備 考
消防団本部	団長 1 副団長 2 その他本部員若干名
消 防 分 団	分団数は22とし、各分団の定員は20人を標準とする。

令和5年4月1日現在

分団	管轄区域	世帯数	地区人口	管轄面積	分団員数	市外居住数	市外勤務数	平均年齢
第1分団	川南地区	1,122	2,261	0.6	19	2	7	37.8
第2分団	前原地区	168	392	1.1	18	0	7	45.7
第3分団	芝生地区	554	1,301	2.1	20	0	11	40.7
第4分団	金磯地区	1,174	2,369	1.0	18	0	8	40.0
第5分団	田浦地区	791	1,786	2.1	20	0	15	38.2
第6分団	田野地区	603	1,327	6.9	17	0	6	45.6
第7分団	中郷地区	981	1,696	0.9	13	0	3	43.1
第8分団	中田江田地区	2,042	4,005	2.7	16	0	3	41.9
第9分団	日開野地区	1,610	3,461	1.5	19	3	15	41.7
第11分団	新居見地区	143	334	1.8	15	0	10	46.3
第12分団	川北地区	1,187	2,272	1.0	17	2	7	45.2
第13分団	横須地区	1,198	2,341	0.7	18	0	7	37.8
第14分団	立江地区	672	1,474	4.4	19	0	11	46.8
第15分団	櫛淵地区	343	746	5.8	20	0	5	43.7
第16分団	赤石地区	618	1,276	2.1	17	0	11	44.7
第18分団	大林地区	989	2,292	2.3	15	0	8	50.6
第19分団	苅屋地区	175	405	1.2	20	0	8	39.2
第20分団	和田島東地区	1,391	3,063	2.3	19	0	3	42.1
第21分団	田北地区	257	532	0.8	16	1	6	41.4
第22分団	目佐大場地区	317	615	1.2	11	1	4	41.9
第23分団	坂野地区	167	375	1.2	14	0	7	45.5
第25分団	和田島西地区	681	1,314	1.7	18	1	2	40.5

■ ■ 2.出動体制の見直し ■ ■

初動体制の強化

消防団員の確保、また、雇用形態などにより災害への出動体制の確保に苦慮する消防分団が見受けられることから、令和4年度より出動体制を見直しました。  
 それまで、災害の種別、規模により、事案が発生した地区の消防分団（1個分団）のみで対応することがありましたが、全ての災害で、班出動で対応することとし、初動体制の強化を図りました。

地域(班)別		分団	第1次出動	第2次出動	第3次出動	
旧市	1班	前原・田浦 中郷・江田中田 新居見・川北	2・5 7・8 11・12	第1班	第1・2班	全分団
	2班	川南・芝生 金磯・田野 日開野・横須	1・3 4・6 9・13			
新市	3班	立江・櫛淵 赤石・大林	14・15 16・18	第3班	第3・4班	
	4班	苅屋・和田島東 田北・目佐大場 坂野・和田島西	19・20 21・22 23・25	第4班		

### ■ ■ 3.消防団施設の老朽化と整備 ■ ■

小松島市消防団に係る消防施設として、消防分団詰所及び消防用自動車あげられます。

消防分団詰所は、市内 22 か所に整備されておりますが、消防団活動の核となるほか、大規模災害時における地域防災の拠点としての役割が期待されます。

分団	管轄区域	建物区分	土地区分	建築年	種別
第 1 分団	川南地区	市所有	県有地	H.20	鉄骨 2 階
第 2 分団	前原地区	市所有	私有地	H.27	鉄骨 2 階
第 3 分団	芝生地区	市所有	市有地	S.57	鉄筋 2 階
第 4 分団	金磯地区	市所有	私有地	S.63	鉄骨 2 階
第 5 分団	田浦地区	市所有	私有地	R.4	鉄骨 2 階
第 6 分団	田野地区	地域所有	私有地	S.51	鉄骨 2 階
第 7 分団	中郷地区	地域所有	私有地	S.46	鉄筋 2 階
第 8 分団	中田江田地区	地域所有	私有地	S.56	木造 2 階
第 9 分団	日開野地区	市所有	市有地	R.1	鉄骨 2 階
第 11 分団	新居見地区	地域所有	私有地	S.63	鉄骨 2 階
第 12 分団	川北地区	地域所有	私有地	S.53	鉄骨 2 階
第 13 分団	横須地区	地域所有	市有地	S.55	鉄骨 2 階
第 14 分団	立江地区	市所有	市有地	S.62	鉄骨平屋
第 15 分団	櫛淵地区	地域所有	市有地	S.61	鉄骨 2 階
第 16 分団	赤石地区	市所有	私有地	S.38	木造平屋
第 18 分団	大林地区	地域所有	私有地	S.58	鉄骨 2 階
第 19 分団	苅屋地区	地域所有	私有地	S.55	鉄筋 2 階
第 20 分団	和田島東地区	地域所有	私有地	H.19	鉄骨平屋
第 21 分団	田北地区	地域所有	市有地	S.58	鉄骨 2 階
第 22 分団	目佐大場地区	地域所有	市有地	H.4	鉄骨 2 階
第 23 分団	坂野地区	地域所有	私有地	H.5	鉄骨 2 階
第 25 分団	和田島西地区	地域所有	市有地	H.1	鉄骨 2 階

## 第4章 基本方針

### ■ ■ 1. 計画の趣旨 ■ ■

昭和から平成に移り、そして令和の時代に入った現在、社会情勢は大きく変遷し、今日までに繰り返し発生した大地震等の自然災害や、大規模な事故、社会的事件等が契機となり、消防防災体制は、そのたびに少しずつ充実強化されてきました。同時に、消防全体に対する様々なニーズは、今もなお、大幅に増大しつつあります。

小松島市消防団においても、消火活動だけではなく、救助活動、風水害への対応、捜索活動、演習訓練等、活動は広範囲にわたっており、地域の安全・安心を守る中核的な担い手として、住民の生命、身体、財産を災害から守るという強い使命感のもと、自身の職業と両立させながら日夜献身的に活動しています。

特に、自然災害や捜索などの消防団活動では、多くの動員が必要な場合や地形に詳しいことなど、消防団だからこそ対応できる災害もあります。

しかしながら、消防団活動を進める中で、団員数の減少、社会情勢の変化等、消防団の置かれた環境は大きく変化しており、小松島市消防団の組織を再編し、今後のさらなる人口減少にも柔軟に対応可能な体制づくりを進めていかなければなりません。

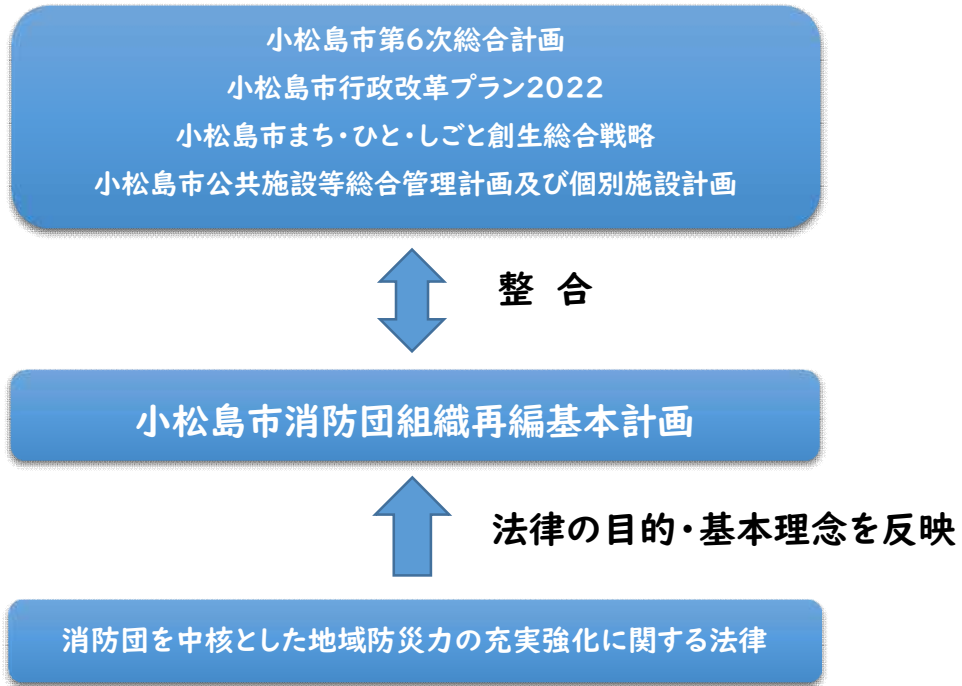
そのため、小松島市消防審議会における議論を踏まえて、令和6年度を初年度とした「小松島市消防団組織再編基本計画」を策定し、小松島市消防団の機能強化、また、永続的な組織運営ができるようを進めていきます。

地域防災力の機能強化・持続可能な組織体制の構築

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を背景に社会情勢の変化を踏まえ、将来にわたり地域防災力を維持していくため、本市が講ずべき施策等について定めるものです。

なお、本市の「防災・消防」に関する施策を実施するための個別計画として、最上位計画である「小松島市総合計画」をはじめ、関連する各種計画との整合を図っていくものとします。



## 3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和15年度（10年間）までとし、再編を進めます。

ただし、社会情勢の変化や今後の消防団を取り巻く環境の変化を踏まえ、時々の実情等をしっかり勘案しながら、必要な見直しを行っていきます。

また、組織の再編を急速に進めると、消防団活動に大きな影響を生じかねないことや、再編に伴う消防団施設の整備等には、相当の期間を要することが想定されるため、再編については十分に検討するとともに、団員や地域住民の意見を尊重しながら必要に応じて見直しを行うこととします。

R 6年度 (2024)	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	R16年度 (2034)	R17年度 (2035)
再編基本計画【10ヶ年】										次期再編基本計画	
実施計画策定	再編実施計画				見直し	再編実施計画				次期再編実施計画	

## 第5章 消防団の充実強化に向けた取り組み

### ■ ■ 1. 消防団に期待される役割 ■ ■

#### (1) 身近な防災リーダー

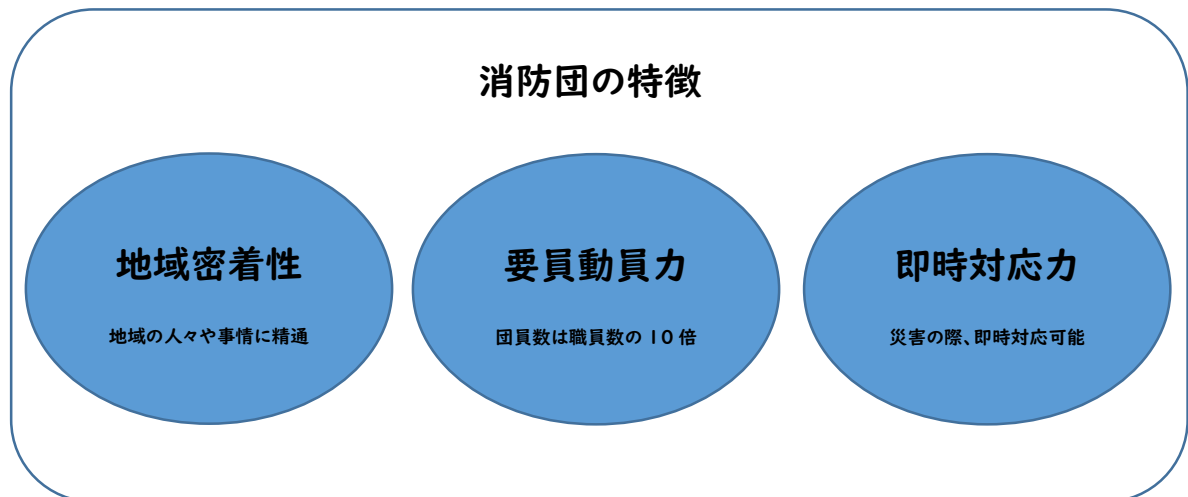
消防団は、郷土愛護の精神に基づいた高い士気を維持しながら、常備消防（消防本部や消防署）との連携の下、幅広い消防防災活動を担っています。また、地域の住民で組織され、地域の実情を熟知し、要員動員力を有している消防団は、身近な防災リーダーとして、市民の期待は大きなものとなっています。

#### (2) 大規模災害での対応

大規模災害が発生した際には、被害を最小限に抑えるために、消防団の特性である地域密着性、要員動員力、即時対応力を生かし、常備消防や防災担当部局、地域コミュニティ等と密接に連携した活動が重要になります。

#### (3) 地域コミュニティの中核

少子高齢化の進展による若者の減少から地域が抱える課題は多様化、深刻化する傾向にあります。消防団員は、地域コミュニティの活動に積極的に関わりながら、地域づくりの担い手として、地域の課題解決や地域活性化等に貢献することが期待されています。



### ■ ■ 2. 消防団組織の充実と再編 ■ ■

現在の組織は、消防団本部と22個分団で構成されています。管轄区域の人口や世帯数、地理、交通等の社会条件の変化、産業、就業構造の変化等があり、地域の実情に応じた組織体制の見直しが必要になっています。特に少子高齢化の進展に伴う人口減少によって、消防団員の確保が難しくなり、出動体制を維持することが困難になる分団が出てくるのが予想されます。今

後、消防団組織体制の見直しをするにあたり施設・車両の再編を併せて行い、日々の活動や他機関との連携を円滑にするための装備の充実も行いながら、機能的で実行力の高い消防団組織の構築を進めていきます。

#### (1) 消防団員の配置

消防団員の総数は、「消防力の整備指針」で地域の実情に応じて業務を円滑に遂行するために必要な数とされています。地域防災力の維持のために、引き続き消防団員の確保に努めていきます。

現在、1個分団の条例定数は20名程度とし、消防団活動を行っております。

再編後は、分団員数が増えることが予想されますが、分団員の意思を尊重しながら条例改正も視野に入れ、運用上、適正な人員数となるよう検討いたします。

#### (2) 消防団組織の再編

再編については、地域の実情を勘案し、管轄する分団や隣接する分団等の意見を尊重して検討を進めていきます。また、自治会などの地域コミュニティとも綿密な調整をとり、住民の合意形成を得るように努めていきます。特に消防団の担い手の減少などから、組織体制や出動体制の維持が困難になっている分団等があれば、早急に実情を把握し、優先的に再編の検討を進めることとします。

#### (3) 消防施設・車両の配備

各分団には、消防活動に必要な消防車両と資機材、それを保管する消防車庫・詰所を配備しています。消防車庫や消防車両の経過年数の長期化が顕著となっており、団員減少が進行した場合は、それらの維持管理にかかる団員の負担も増えていきます。そのため、組織体制の再編とそれに合わせた施設の集約等も視野に入れながら、適正な配備及び計画的な整備を「小松島市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画」と連携し進めていきます。

また、再編による分団詰所、車両の配置を見直すとともに、使用頻度の低下した分団詰所、車両については、団員の管理上の負担等を考慮し、原則廃止していくものとなりますが、車庫、車両を当面の間、地域に残すといった柔軟な対応により、地域防災力の維持に努めます。

### ■ ■ 3. 再編の方向性 ■ ■

消防団再編にあたっては、一方の分団を存続させ、他方の分団を廃止するという考え方ではなく、新しい分団を設置するという考え方とし、分団単位で主に以下の項目を考慮し、再編を実施します。ただし、地域の実情やその他特別な事情がある場合は、この限りではありません。

- (1) 消防団員数が少なく、出動体制、特に昼間の出動に際し、苦慮している分団
- (2) 管轄面積が小さく、管轄人口が極めて少ない分団

#### ■ ■ 4. 再編の組合せ ■ ■

具体的な再編の組合せについては、新たな拠点場所、組織体制、地域間の協議等、検討課題が多く、十分な準備期間を確保する必要があることから、次年度以降に策定する「消防団組織再編実施計画」で検討を行います。また、再編自体が目的とならないよう地域防災力を充実強化できる組合せとなるよう取り組んでいきます。

#### ■ ■ 5. 再編に係る対策 ■ ■

##### (1) 本部機能の強化

分団との連携した円滑な消防団活動を行う体制を構築するため、本部の権限や責任を明確にし、増員を含めた機能強化を図ります。

##### (2) 分団機能の強化

消防団活動の基本となる分団については、分団活動における教育訓練の指導者を育成するとともに、消防車両等の運転や整備等に全ての団員が従事できる体制づくりに取り組んでいきます。

##### (3) 常備消防との連携

市民の安全・安心を確保するため、消防機関への期待はより高まっています。

こうした状況を踏まえ、消防団の持つ要員動員力や即時対応力、地域密着性を活かし、常備消防との連携を更に強化するとともに、大規模化する災害にも対応できる体制を構築していきます。

##### (4) 防災関係機関等との連携

少子高齢化社会の進展により、災害時要援護者対策は今後、益々大きな課題となります。また、避難情報の伝達、避難、安否確認、避難所での生活支援など、それぞれの場面において、きめ細やかな対応が必要となることから、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などと連携を普段から深め、災害時の役割や情報伝達体制について検討していきます。。

#### ■ ■ 6. 消防団員の確保策 ■ ■

##### (1) 定年制の検討及び機能別消防団員制度の導入

現在、本市の消防団員の定年は、年齢満65歳と小松島市消防団条例で定めています。

シニア世代(65歳以上)については、今後の一層の高齢化の進展を踏まえ、65歳以上でも十分活躍できる人が消防団員として活躍できるようにする必要があります。このため、定年年齢の引き上げ等を検討するほか、シニア世代が活躍しやすい活動領域について整理する等の取り組みを進めていきます。

また、退職消防団員がそれまでの経験で培った消防防災に関する技術・能力は、地域防災力

の向上のための貴重な資産です、そこで、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動のほか、退職消防団員が大規模災害時に限定して消防団員として活動する機能別分団（特定の活動・役割を担う分団）を創設するなど、退職消防団員が地域における防災活動の担い手として活動しやすい環境作りを進めていきます。

#### (2) 消防団への女性の入団促進

現在、本市の女性消防団員は、消防団員数398人中、20人在籍し、主にイベントや訓練の広報活動を行うなど、消防団にとって無くてはならない存在となっております。全国的にも消防団の活性化や人員確保、そして地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用する動きが広まってきております。全国では、女性消防団員の割合が、3.5%、本市においては、5%で全国と比較し高い水準で推移しております。

消防団員は、火災防御活動はもとより、地域に密着した消防機関として災害時における被災者への救護、現場広報及び情報収集等の後方支援活動や住民を対象とした各種訓練等において、きめ細かな対応や、やさしさ、思いやり等の配慮が求められます。一方、社会情勢に目を向けますと、あらゆる分野で男女共同参画が進展し、女性の積極的な社会参加が望まれています。このようなことから、男女共同参画社会の実現と、地域防災力の向上を図るため、より女性が入団しやすい、そして活動しやすい環境を模索し、女性消防団員の入団促進、拡充を図ります。

#### (3) 消防団員の負担軽減

消防団員の負担軽減を目的として、行事や訓練のあり方を再検討する必要があります。しかし、消防団員は危険を伴う業務に従事することから、機器の操作や団員の安全確保のために必要な訓練は維持されるべきであり、また、風水害や地震などの災害対応に向けた訓練も必要と見込まれるため、団員に過度な負担がかからないよう内容の精査や所要時間の短縮など、効率的な訓練方法を検討いたします。

また、消防操法大会出場に向けた訓練が消防団員にとって大きな負担となっているとの指摘があり、消防団員からも見直すべきとの声もあります。国や県においても消防操法大会等のあり方が検討される中、本市消防団としての今後の取組み方針を改めて検討いたします。

#### (4) 消防団に対する理解の促進

市ホームページや広報誌、SNSなどを活用した情報発信の強化により、市民の地域の安全を守る消防団の活動内容を理解してもらい、身近に感じてもらうことにより、加入促進のみならず地域からの理解が得られるよう取り組みます。

#### (5) 消防団活動に対する応援・協力体制

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、「消防団協力事業所表示制度」の更なる普及や消防団協力

事業所への支援策の導入促進を図っていきます。

また、福利厚生の一環として「消防団応援の店」事業による、消防団を応援する体制の拡充を図り、団員の加入促進と地域の活性化に繋げ、消防団活動に対する地域の協力連携体制の向上を目指します。

#### (6) 消防団員の準中型自動車免許取得に係る支援

平成29年3月12日に施行された、改正道路交通法により、準中型自動車免許の区分が、新たに設定されました。これにより、本改正以降に、普通自動車免許を取得した消防団員については、現在消防分団が所有している消防車両を運転できないこととなります。また、オートマチック限定の免許区分もあり、消防車両の運転が制限されている団員も存在している状況にあります。こうしたことから、準中型自動車免許が必要となる団員とオートマチック免許限定を解除する団員に対して、その免許取得費用を補助することにより消防団員の確保と各分団の消防活動の安定的な運営を図ることが可能となるため、免許取得に係る支援を検討いたします。なお、準中型自動車免許が必要な車両は、22個分団中、18個分団が該当いたします。

#### (7) ICT（情報通信技術）の推進

再編することになれば、管轄面積が広くなることが予想されるため、今まで以上に消防団員が迅速に消防水利を把握し、現場へ出動することが重要となります。このようなことから、発災時、災害発生場所や災害状況、また付近の水利情報が個々のスマートフォン等に送信され、リアルタイムに情報を確認できる情報共有システムについて研究いたします。

### ■■ 7. 計画の進行管理・見直し ■■

再編計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を確認し、進捗の遅れや計画の推進にあたっての課題が認められる場合は、その解決に向けた調査、検討、調整を行うほか、再編後の経過について、適宜検証することにより、成果や課題などを把握し、今後の計画の推進に活用することも必要です。したがって、再編計画では、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて見直しもながら、計画を推進していくこととします。

### ■■ 8. 計画の推進体制 ■■

庁内においては、施設所管課や財政担当部署を含めて、組織横断的に協議、調整を図りながら再編計画を推進していきます。また、本計画の推進にあたっては、この再編基本計画に基づく実施計画により推進するものとします。

なお、消防団組織の再編は、行政だけではなく、市民や消防団員、関係団体、市議会など多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、再編によるメリットや効果などを含めて、積極的に説明、対話を行っていきます。

## 本計画策定までの経緯

### 1. これまでの主な経緯

令和5年5月22日	消防団の再編について「消防審議会」に諮問
令和5年6月27日	第1回消防審議会開催
令和5年7月3日	消防審議会部会開催(第2班)
令和5年7月5日	消防審議会部会開催(第3班)
令和5年7月12日	消防審議会部会開催(第4班)
令和5年7月19日	消防審議会部会開催(第1班)
令和5年7月3日～	消防団員にアンケートを実施
令和5年10月10日	第2回消防審議会開催

### 2. 消防審議会

本市消防行政の円滑な運営及び消防機構の充実合理化を図るため、市長の諮問機関として設置すると小松島市消防審議会条例に明記されている。

委員については、学識経験者9人、市長事務局職員3人、消防関係者4人で構成される。

### 3. 消防審議会部会

消防審議会では消防団の再編については、消防団の意見が重要であるとの見解により部会を設置する。

部会員については、各分団長22人で構成される。

## 小松島市消防審議会部会まとめ

### 1. 再編（統合）に係る各分団の意向

分団	管轄	再編に係る意向	
		必要	将来的には必要
第1分団	川南		
第2分団	前原		○
第3分団	芝生		
第4分団	金磯		○
第5分団	田浦		○
第6分団	田野		
第7分団	中郷		○
第8分団	中田江田		○
第9分団	日開野		
第11分団	新居見		○
第12分団	川北		○
第13分団	横須		
第14分団	立江		○
第15分団	櫛淵		○
第16分団	赤石	○	
第18分団	大林	○	
第19分団	苅屋	○	
第20分団	和田島東		○
第21分団	田北	○	
第22分団	目佐大場	○	
第23分団	坂野	○	
第25分団	和田島西		○

## 2. 消防分団の現状の課題について

- ・ 平日、昼間の出動では私一人で出動することもある。若い世代の新規入団は望めない。
- ・ 団員数は確保できているが、出動となると、常時2名程度で厳しい状況にある。以前は、安全面から3人が参集するまでは出動しないという指示をしていたが、その体制は現状ではとれない。
- ・ 地域に若い世代がいない。管轄区域が市街化調整区域で家が建たないのだから、若い世代が出ていくのは仕方がない。
- ・ 消防団の活動には家族の理解が必要。それぐらい、消防団の活動は負担である。ましてや、子育て世代である30～40代には相当の負担である。

## 3. 消防分団における再編の考え方について

### (1) 再編が必要

- ・ 新規入団者の確保も難しく、また一人で出動するような状況では、再編に向かわなければならないと考えている。
- ・ 坂野町に分団は4つも必要はなく、団員の確保も含め再編は必要と考える。時代だから仕方がない。

### (2) 再編が将来的に必要

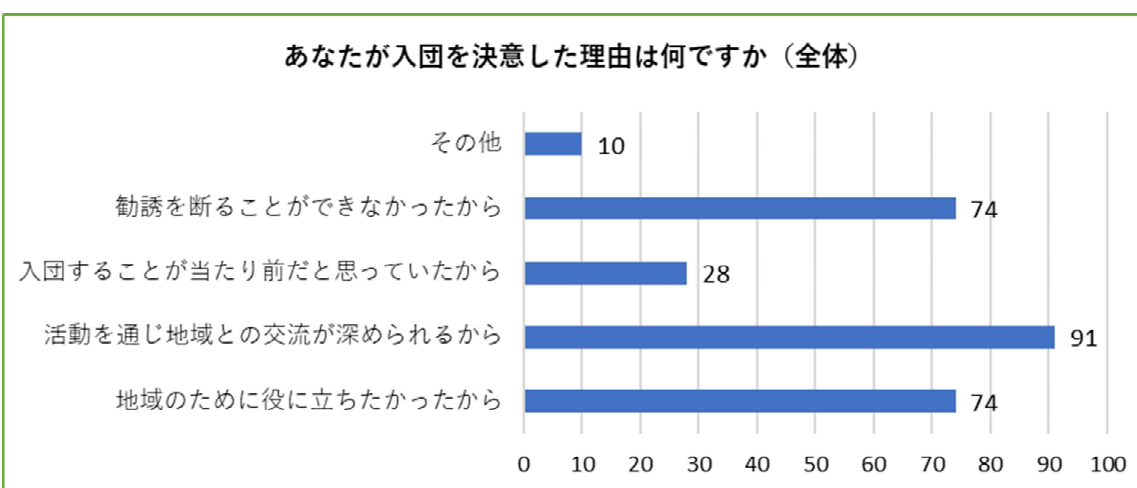
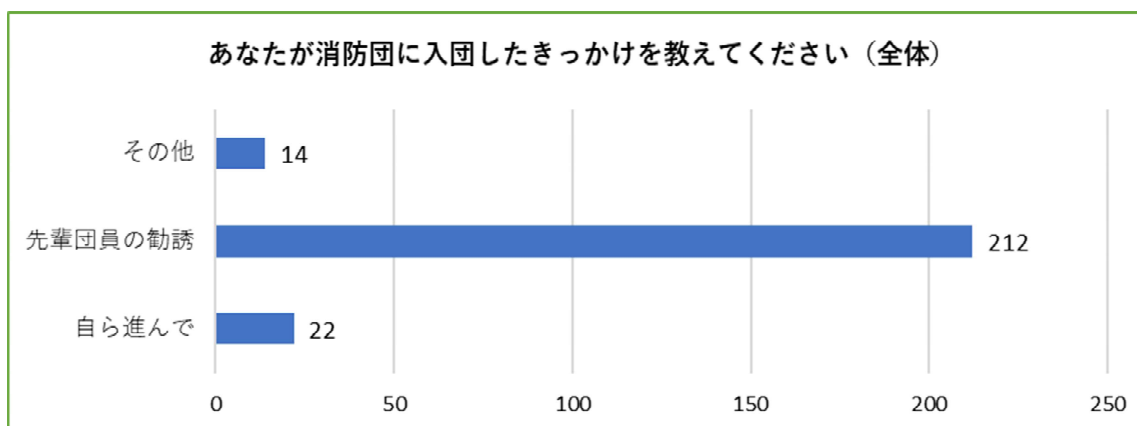
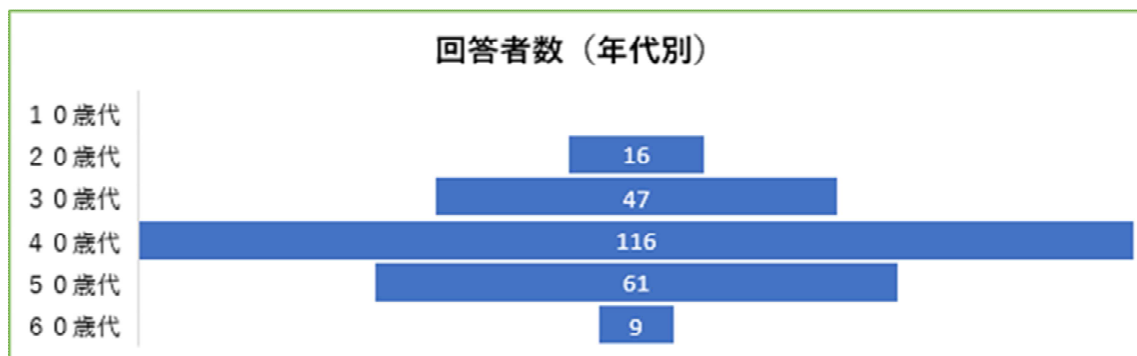
- ・ 小松島市消防団全体、また将来を見据えれば再編には賛成である。現状では、合併の必要はないが、将来的には団員を確保できないことも想定できる。
- ・ 今後の団員の確保が課題だが、管轄区域に世帯数も十分にあり、現状では合併の必要はないと考えている。ただし、時代に合わせて再編は必要とも思う。

## 4. その他

- ・ 詰所の土地所有者からは、建て替え時には立ち退きを求められている。
- ・ 昔に比べ、団員の質が落ちたと言われるかもしれないが、若い世代でも、熱心に団活動に取り組んでいる人もいる。質の低下は、一概に年代によるとは言えないのではないか。年齢層を問わず、活動に参加しない者は少ない。

## 小松島市消防団のあり方に関するアンケートまとめ（その1）

回答方法については、複数選択式、249名が回答、回答率については、62.6%



## 小松島市消防団のあり方に関するアンケートまとめ (その2)

